

# 飯能市緊急財政対策プラン

令和7年6月

## 1 立案の背景

本市は、財政の現状を以下のとおり分析し、その結果を踏まえ、令和7年2月4日開催の飯能市議会全員協議会において「持続可能な行財政運営に向けた緊急財政対策について」を公表しました。

少子高齢化や人口減少の進行等により地域の活力低下が進む中、複雑化・多様化する行政需要や地域が抱える様々な課題等に対応するため、本市ではこれまで、限られた経営資源を最大限に活用し総合振興計画等に基づき諸施策を展開し、一定の成果を挙げてきました。

その一方で、人口減少・超少子高齢社会の到来により、歳入の根幹を占める市税収入をはじめとする一般財源総額が伸び悩む中、人件費や扶助費、公債費等の経常的経費が増大を続け、新たな政策的経費や普通建設事業費等に充当可能な財源を圧迫し、財政構造の硬直化が進んでいます。

こうした状況下で行われた令和7年度予算編成では、歳出において高齢化や少子化対策の拡充等による社会保障関係経費や、老朽化が進む公共施設等の維持管理経費等の経常的経費の増大により、令和6年度当初予算額を40億円上回る予算要求があり、歳入では、市税収入において一定の伸びが見込めるものの、国県支出金や地方債等の特定財源を最大限考慮しても、一般財源ベースでは27億円もの収支の乖離が発生し、新たな政策課題への対応はもとより、既存の事務事業を継続することさえ困難な事態となりました。

予算の調整段階では、やむを得ず普通建設事業の先送りや既存の事務事業の縮減等により収支の均衡を図り、なお不足する財源は、年度間調整機能を果たす財政調整基金による補てんやその他特定目的基金の活用などにより対応しました。

財政調整基金の残高は、令和6年度末で約12億5,000万円あり、令和7年度予算に8億5,000万円の繰入れを計上したことから、令和7年度末残高見込みは約4億円となりほぼ枯渇する状態となりました。財政調整基金の枯渇は、年度中に災害や税収不足等の不測の事態が発生した場合に対応が困難になることを意味し、本市の財政は、資金面において極めて危機的な事態に直面しています。

## 2 目的

市民福祉の増進と山積する行政課題の解決に向けて的確に対応するため、本市のこうした財政の危機的な事態からいち早く脱却し、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立することを目指し、第7次飯能市行政改革大綱等に即し、全庁を挙げて歳入確保と歳出抑制に緊急的・集中的に取り組む「緊急財政対策」を実施することとし、その実施に当たっての基本方針・取組方針等として本緊急財政対策プラン(以下「本プラン」という。)を策定します。

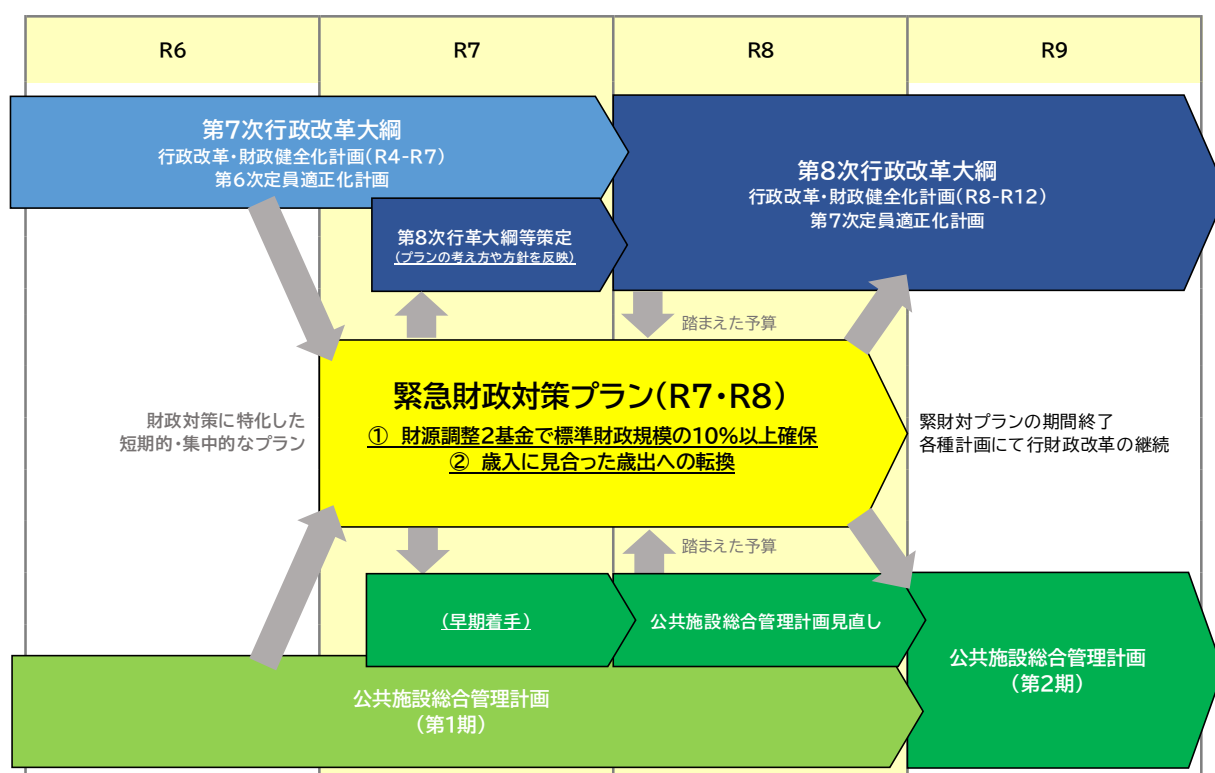
### 3 本プランの位置づけ

本プランは、第7次行政改革大綱(R4～R7)に基づき、財政対策に特化した短期的・集中的なプランとして策定・実施することとし、その他関連計画等と相互に連携することとします。

また、今年度以降に策定・実施する計画等に本プランの内容等を継承することで、本プランが臨時的で一過性なものにとどまらないようにします。

以上の本プランの位置づけ及び関連計画等との相関イメージ図は次のとおりです。

図1 本プランと関連計画等の相関イメージ図



### 4 目標

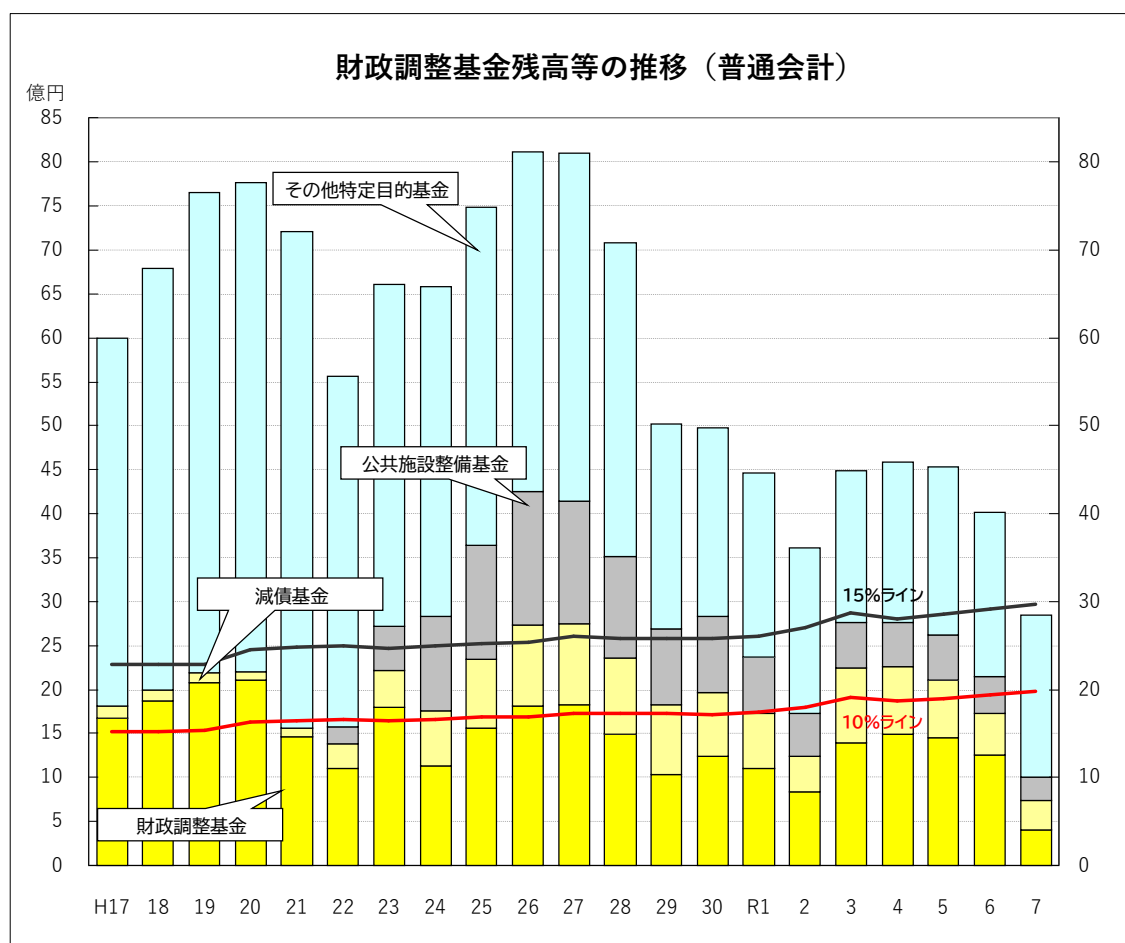
本プランの目標は、公表した「持続可能な行財政運営に向けた緊急財政対策について」で掲げた目標を緊急財政対策本部、プロジェクトチーム等で検討・調整した上で以下の2つとします。

#### 目標①

令和8年度末までに年度間調整機能を有する財政調整基金及び減債基金の2つの基金(財源調整2基金)の合計残高を、本市の標準財政規模(令和6年度決算見込195億円)の10%(19.5億円)以上確保します。

図2 財政調整基金残高等の推移

※令和6年度は決算見込額、令和7年度は当初予算編成後の年度末見込額



## 目標②

歳入規模に応じた、適正かつ持続可能な予算規模を見極め、歳入に見合った歳出への転換を図ります。

なお、この目標については、事務事業の総点検等による歳入の確保と歳出の抑制により、令和9年度当初予算における収支乖離予想額 8.7 億円を財政調整基金及び減債基金による補てんに頼ることなく編成することを成果とします。

## 5 基本方針

公表した「持続可能な行財政運営に向けた緊急財政対策について」では重点対策を以下のとおり掲げました。

### 【緊急財政対策における重点対策】

- ア 総人件費の抑制  
(正規及び会計年度任用職員数の適正化)
- イ 市単独事業の見直し  
(事務事業の廃止、休止、縮小等)
- ウ 公共施設等の在り方を見直し  
(公共施設等の再編・再配置の加速化)
- エ 普通建設事業の選択と集中  
(土地区画整理事業、飯能第一小学校等の建替・複合化、久下六道線整備、元加治駅南口開設、道の駅整備等の優先度)
- オ 自主財源の確保  
(収納対策の強化、受益者負担の適正化)

以上の重点対策を踏まえ、緊急財政対策の目標を達成するために、本プランの対策期間中に短期的・集中的に実施することについて、以下のとおり7つの基本方針を示します。

### 《入の方針》

- ① 年度間調整機能がある基金の取崩しを最小限とするとともに積極的に積み増し、持続可能な行財政運営に活用します。
- ② 受益者負担の適正化や収納率の維持・向上を図るとともに、新たな財源の研究とその獲得策を事業化します。

### 《入・出の方針》

- ③ 事務事業の総点検を実施し、聖域なく全ての事業を見直し等の対象とします。

### 《出の方針》

- ④ 総人件費の抑制に向け、職員配置の適正化を図るとともに組織機構の見直しを検討します。

- ⑤ 公共施設等の総量最適化に向けて、施設の再編・再配置を加速化します。
- ⑥ 普通建設事業は選択と集中による取捨選択を行うとともに、実施時期等の中・長期財政計画との整合を図ります。

#### 《基の方針》

- ⑦ 財政の心構えであり、経営の原理原則である「入るを量りて出ずるを為す」に立ち返り、実施計画の策定及び研修等を通じて職員のコスト意識やマネジメント能力の向上を図ります。

### 6 本プランの対策期間

令和7年度～令和8年度(2年間)

### 7 推進体制

本プランの対策実施者は、本市の会計年度任用職員を含む全職員とします。

また、外部組織による審議、提言等により、本プランのPDCAサイクルを確立するとともに第8次行政改革大綱、行政改革・財政健全化計画等に継承します。

- ① 全職員
- ② 緊急財政対策本部(市長(本部長)、副市長、教育長、部長級職員)
- ③ 緊急財政対策プロジェクトチーム(市職員)
- ④ 飯能市行政改革審議会(外部組織・学識経験者等)

## 8 取組方針・取組事項

5 基本方針を具現化・具体化するために次のとおり取組方針・取組事項を示します。

|                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                            |       |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 【基本方針①】                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                            |       |         |
| 年度間調整機能がある基金の取崩しを最小限とするとともに積極的に積み増し、持続可能な行財政運営に活用します。                                                                                                                                     |                                                                                                                            |       |         |
| 【取組方針】                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                            |       |         |
| 財政調整基金の残高については、緊急財政対策の一つの目標であったことから短期的にその増加を目指すこととするが、財政調整基金の年度間等の財源調整機能に着目し、同等機能を有している「減債基金」についても、統一的な考え方のもと残高増加を目指し、財源調整2基金の合計残高を本市標準財政規模の10%以上確保することを本プランの目標①としているため、積極的な積み増しを行うこととする。 |                                                                                                                            |       |         |
| なお、上記以外の特定目的基金については、緊急財政対策期間内においては寄附金等の限定的特定財源による積立のみとし、目的に合致する処分については基金取り崩しを行うこととする。                                                                                                     |                                                                                                                            |       |         |
| 一方で基金設置数が多大であることから類似基金の整理等を検討する。                                                                                                                                                          |                                                                                                                            |       |         |
| 【取組事項】                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                            |       |         |
| a 財政調整基金の残高増加                                                                                                                                                                             |                                                                                                                            |       |         |
| b 減債基金、公共施設整備基金の残高増加                                                                                                                                                                      |                                                                                                                            |       |         |
| c 特定目的基金への積立の臨時的抑制                                                                                                                                                                        |                                                                                                                            |       |         |
|                                                                                                                                                                                           | 令和7年度                                                                                                                      | 令和8年度 | 令和9年度以降 |
| 工程                                                                                                                                                                                        | 財政調整基金及び減債基金への積極的積立                                                                                                        |       |         |
|                                                                                                                                                                                           | 特定目的基金への一般財源積立の抑制                                                                                                          |       |         |
|                                                                                                                                                                                           | 第8次行政改革等において継続検討                                                                                                           |       |         |
| 成果指標                                                                                                                                                                                      | 財政調整基金、減債基金の合計残高を標準財政規模の10%以上確保<br>(令和8年度決算時点)<br>※この指標は本プラン終了後についても堅持すべき指標とする。<br>財源調整2基金と公共施設整備基金の3基金合計残高で標準財政規模の15%以上確保 |       |         |

【基本方針②】

受益者負担の適正化や収納率の維持・向上を図るとともに、新たな財源の研究とその獲得策を事業化します。

【取組方針】

受益者負担の適正化については、受益者負担基準に基づく手数料及び使用料の額と行政サービス等の提供におけるコストとの比較検証を行い、見直しが必要なものは令和7年度中に条例改正等を行い、令和8年度からの料金改定を断行する。なお、料金改定については自治体 DX に対するインセンティブ付与についても検討する。

市税等収納については、埼玉県との連携や民間債権回収業者等の活用、納税相談・財産調査を適切に行い収納率の維持・向上に取り組む。

また、新たな自主財源の確保については、公共施設等駐車場の有料化、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング(GCF)<sup>®</sup>、広告収入、市場公募債等の新たな策を検討し、令和8年度からの事業化を目指すとともに依存財源であっても国県の動向を注視し、新たな補助金や拡充される補助金のほか、交付税措置等についても広く情報収集し財源の確保に取り組む。

さらに歳出抑制の観点から未利用かつ処分可能な市有財産の処分方針に基づき、施設や未利用地の譲渡・売却等を実施する。

【取組事項】

a 手数料・使用料の見直し

b 収納対策による市税等収納率の維持・向上

c 新自主財源の検討と事業化

d 国県補助金等の確保

e 未利用かつ処分可能な市有財産の譲渡・売却等の実施

|      | 令和7年度                                                              | 令和8年度                | 令和9年度以降 |
|------|--------------------------------------------------------------------|----------------------|---------|
| 工程   | 手数料等の見直し                                                           |                      |         |
|      | 収納対策による市税等収納率の維持・向上                                                |                      |         |
|      | GCF <sup>®</sup> 試行                                                | 新財源の検討・事業化、国県補助金等の確保 |         |
|      | 未利用市有財産等の譲渡・売却の実施                                                  |                      |         |
| 成果指標 | 令和8年度までの施設等の譲渡、売却による収入確保 0.5 億円<br>GCF <sup>®</sup> による収入確保 0.1 億円 |                      |         |

【基本方針③】

事務事業の総点検を実施し、聖域なく全ての事業を見直し等の対象とします。

【取組方針】

国・県の補助事業やその上乗せ事業のほか、人件費などを含む市の単独事業、特別会計への繰出金など、本市の一般会計に予算化されている全ての事業について見直しを行うこととする。繰出金を見直しの対象とすることで、全ての特別会計・企業会計についても見直しの対象とする。

また、今回の見直しについては、緊急財政対策期間内で全ての事業について集中的に実施することとするが、令和7年度に策定する「第8次行政改革大綱(R8～R12)」に事務事業の継続的な見直しを位置付け、事務事業に対する PDCA サイクルの確立を継承し総合振興計画実施計画に反映させる。

【取組事項】

a 事務事業見直し検討シート等による抜本的見直しの実施

b 業務体制・受付窓口の見直し

c 第8次行政改革大綱(R8～R12)の策定

d 総合振興計画実施計画の策定

e 新年度当初予算の編成

|      |                                |               |         |
|------|--------------------------------|---------------|---------|
|      | 令和7年度                          | 令和8年度         | 令和9年度以降 |
| 工程   | 事務事業の総点検                       |               |         |
|      | 業務体制・受付窓口の見直し                  |               |         |
|      | 行政改革大綱策定                       | 第8次行政改革大綱等 実施 |         |
|      | 総合振興計画実施計画策定(毎年度3か年分ローリング)     |               |         |
|      | 新年度当初予算編成                      |               |         |
| 成果指標 | 各取組による総合的な成果として、本プランの目標①及び②の達成 |               |         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                              |             |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| <p>【基本方針④】</p> <p>総人件費の抑制に向け、職員配置の適正化を図るとともに組織機構の見直しを検討します。</p>                                                                                                                                                                                                                            |                                                              |             |         |
| <p>【取組方針】</p> <p>事務事業の見直しを契機として、正規職員及び会計年度任用職員の適正配置を再検討し雇用形態の変更や人員調整等を行うとともに、時間外勤務時間の縮減を促進し、総人件費を抑制する。</p> <p>また、組織機構の見直しについても、近隣自治体の実例等も参考に同時に検討する。</p> <p>職員定数・組織機構等の見直しについては、令和7年度に策定する「第8次行政改革大綱(R8～R12)」、「行政改革・財政健全化実施計画(R8～R12)」、「第7次定員適正化計画(R8～R12)」で具体化することとし、緊急財政対策期間以降も継承する。</p> |                                                              |             |         |
| <p>【取組事項】</p> <p>a 職員適正配置・組織機構見直しの検討</p> <p>b 第8次行政改革大綱(R8～R12)の策定</p> <p>c 行政改革・財政健全化実施計画(R8～R12)の策定</p> <p>d 第7次定員適正化計画の策定</p>                                                                                                                                                           |                                                              |             |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和7年度                                                        | 令和8年度       | 令和9年度以降 |
| 工程                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 会計年度任用職員を含む職員定数等の見直し                                         |             |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 組織機構の見直し                                                     |             |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 定員適正化計画策定                                                    | 定員適正化計画等 実施 |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                              |             |         |
| 成果指標                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 総人件費の抑制：決算額比較での減少<br>時間外勤務の縮減：総時間数及び決算額比較での減少<br>正規職員実人員数の減少 |             |         |

|                                                                                                                                                                                |                                                                                                              |           |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 【基本方針⑤】<br>公共施設等の総量最適化に向けて、施設の再編・再配置を加速化します。                                                                                                                                   |                                                                                                              |           |         |
| 【取組方針】<br>公共施設等については、当面の安全性確保及び財政負担の軽減の観点から一部施設を休廃止し、機能の代替、再編・再配置を具体的に検討するとともに、公共施設等総合管理計画第2期(R9～R18)に位置付けられた施設を中心に再編・再配置に向けた検討を加速化する。<br>また、処分可能な未利用市有財産等の洗い出しを行い、処分方針等を決定する。 |                                                                                                              |           |         |
| 【取組事項】<br>a 休廃止施設の選定・休止<br>b 施設の再編・再配置の検討<br>c 公共施設等総合管理計画(第2期・R9～R18)の策定<br>d 未利用市有財産等の洗い出しと処分方針等の決定                                                                          |                                                                                                              |           |         |
|                                                                                                                                                                                | 令和7年度                                                                                                        | 令和8年度     | 令和9年度以降 |
| 工程                                                                                                                                                                             |                                                                                                              |           |         |
|                                                                                                                                                                                | 休廃止施設の選定                                                                                                     | 施設の休廃止    |         |
|                                                                                                                                                                                | 再編・再配置検討                                                                                                     | 総合管理計画見直し | 第2期計画実施 |
|                                                                                                                                                                                | 未利用市有財産等の処分方針等の決定                                                                                            |           |         |
| 成果指標                                                                                                                                                                           | R8年度までに施設休止・縮小による歳出抑制目標 0.5 億円<br>R8年度までに飯能市公共施設等総合管理計画を見直し、飯能市公共施設保有量の最適化計画を策定<br>未利用市有財産等の処分方針等の決定 毎年度1件以上 |           |         |

【基本方針⑥】

普通建設事業は選択と集中による取捨選択を行うとともに、実施時期等は中・長期財政計画との整合を図ります。

【取組方針】

「第8次行政改革大綱(R8～R12)」などにおいて、中・長期財政計画・財政見通しを作成する中で今後10年間の計画一般財源を算出し、各年度、この範囲に収まるよう事業の取捨選択を行うこととする。

本プランにおいては、今後想定される設計施工に3年以上を必要とする大規模普通建設事業の洗い出しとその事業規模の概算額を算出し、その上で実施時期等を検討する。ただし、関係機関との関係性等から必要に応じて検討の一部を部外秘扱いできることとする。

また、適債事業であっても、後年度の元利償還シミュレーションを行い、義務的経費として財政硬直化の要因とならぬよう、負担の平準化を図ることとする。

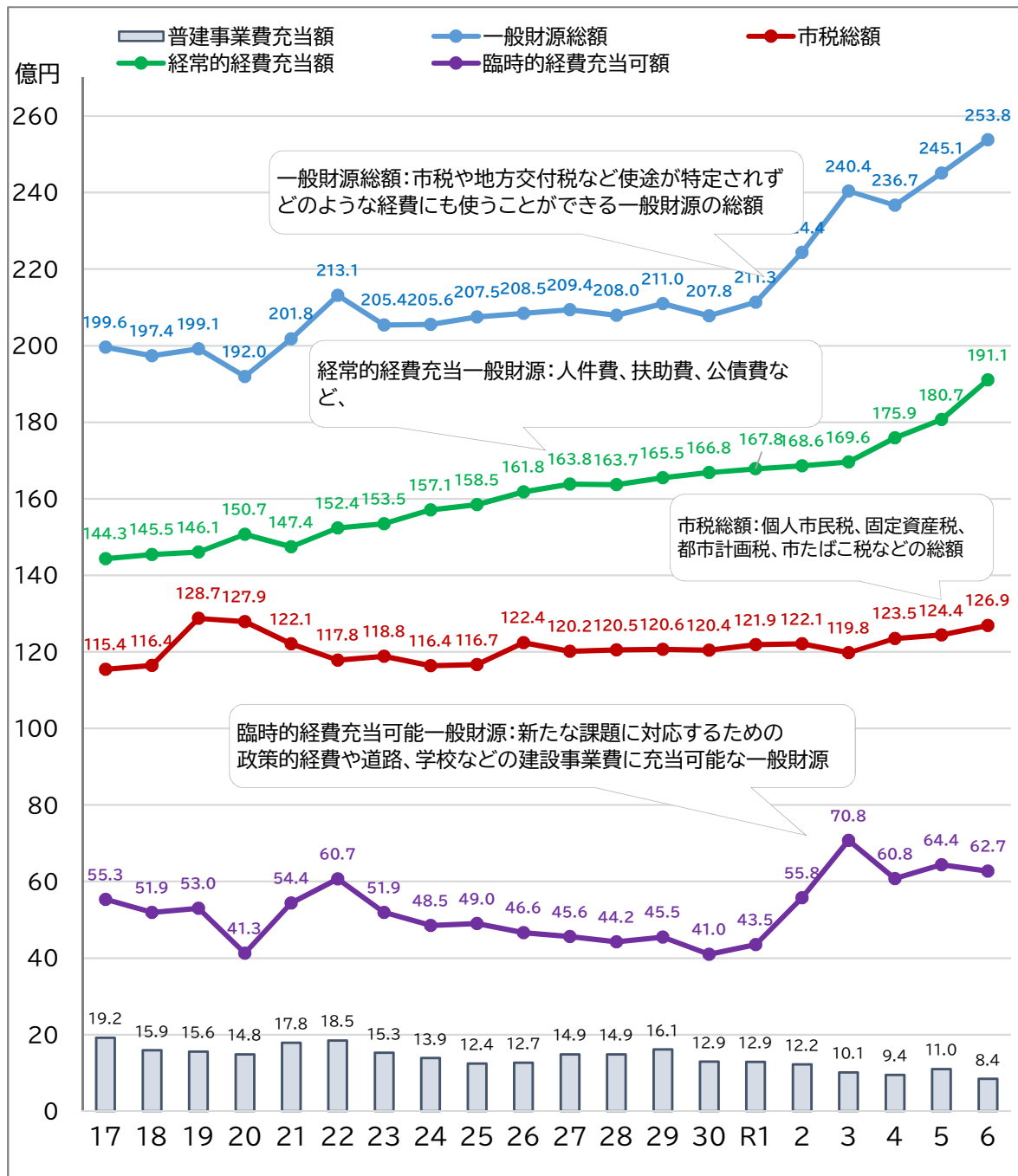
【取組事項】

- a 「第8次行政改革大綱(R8～R12)」での中・長期財政計画等の作成
- b 大規模普通建設事業の洗い出しと実施時期等の検討
- c 地方債の元利償還シミュレーション

|      | 令和7年度                                            | 令和8年度 | 令和9年度以降 |
|------|--------------------------------------------------|-------|---------|
| 工程   | 中期財政計画の作成                                        |       |         |
|      | 中・長期財政計画等の作成                                     |       |         |
|      | 普通建設事業の洗い出しと実施時期等の検討                             |       |         |
|      | 地方債の元利償還シミュレーション                                 |       |         |
| 成果指標 | 第6次総合振興計画、第8次行政改革大綱への普通建設事業位置づけ<br>(実施時期、概算事業費等) |       |         |

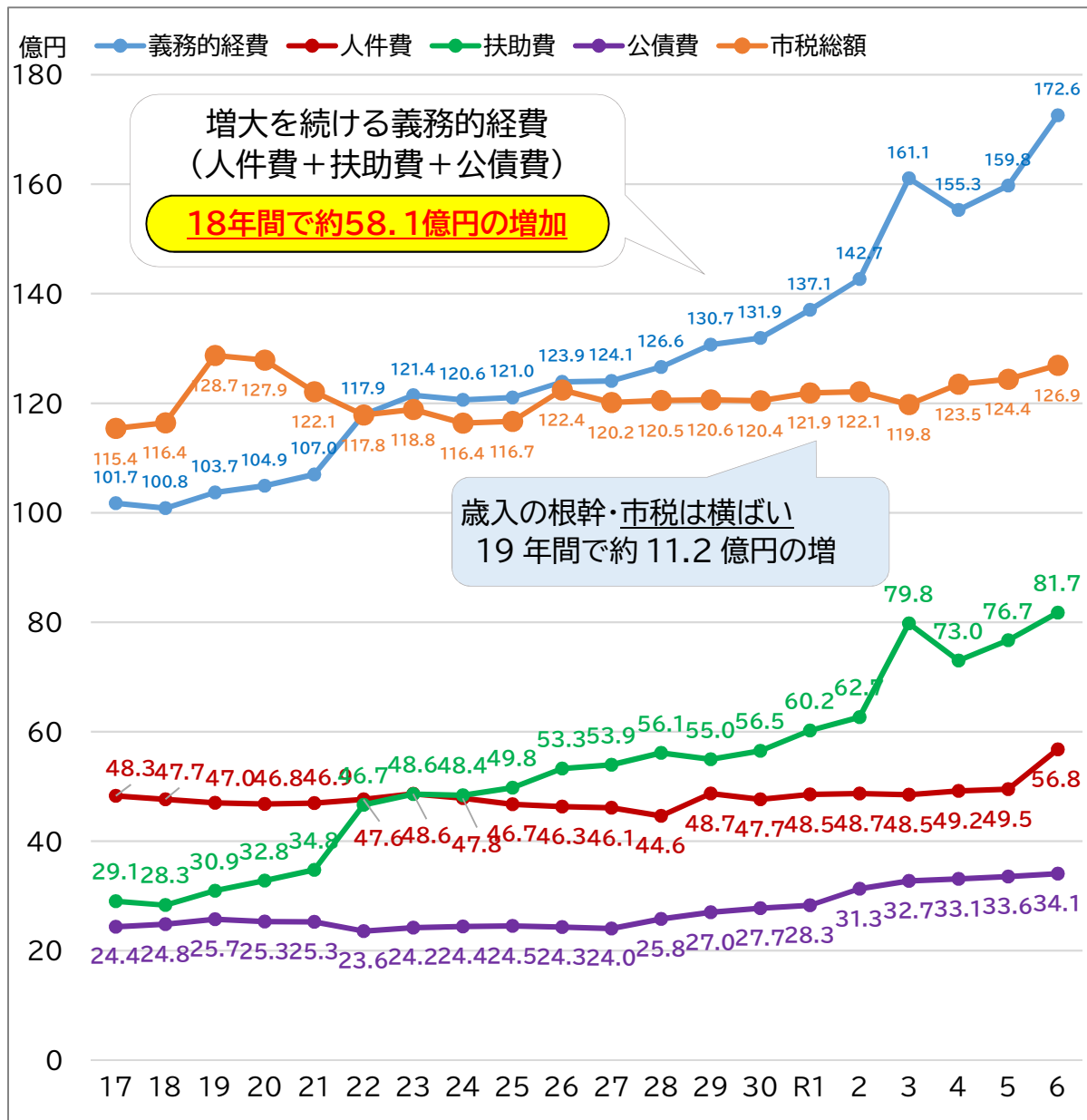
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                         |       |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| <p>【基本方針⑦】</p> <p>財政の心構えであり、経営の原理原則である「入るを量りて出ずるを為す」に立ち返り、研修等を通じて職員のコスト意識やマネジメント能力の向上を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                         |       |         |
| <p>【取組方針】</p> <p>本市における行財政運営の原理原則を改めて「入るを量りて出ずるを為す」とし、全庁的な取組として経営的視点に基づいたコスト意識やマネジメント能力の向上を図る。</p> <p>また、本市における財政健全化判断比率の健全状態の堅持とプライマリーバランスなどの財政指標の推移検証等により本市財政状況を自ら分析・研究しつつ、他自治体の成功事例等を取り入れるなど、探求心をもって持続的な財政運営に努める。</p> <p>さらに、起債することで現役世代と将来世代の負担の公平性に寄与する地方債の機能なども踏まえ、多面的多角的な視点により行財政改革に取り組む。</p> <p>一方で本プランを実施するに至った経緯を改めて分析し、基金等の資金状況に関する財政規律等を検討する。</p> |                                                                                                         |       |         |
| <p>【取組事項】</p> <p>a 継続的な研修の実施</p> <p>b 財政健全化指標等の財政状況の公表</p> <p>c 資金関係財政規律の検討</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                         |       |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 令和7年度                                                                                                   | 令和8年度 | 令和9年度以降 |
| 工程                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 継続的な研修の実施                                                                                               |       |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 財政健全化指標等の財政状況の公表                                                                                        |       |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 資金状況に関する財政規律の検討                                                                                         |       |         |
| 成果指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 年2回以上の研修実施<br>プライマリーバランスの黒字維持<br>実質公債費比率・将来負担比率の低減化<br>（国平均値以下または国・県平均推移と同程度）<br>資金状況による緊急財政対策実施検討指標の設定 |       |         |

## 資料1 一般財源総額等の推移(普通会計ベース)



市税収入などの一般財源総額が伸び悩む中、扶助費などの義務的経費を主とする経常的経費は右肩上がりで増大。投入しなければならない一般財源が増加する一方、差し引き臨時的経費に充当可能な一般財源は右肩下がりで減少しています。これにより、新たな課題に対応することはおろか、既存の事務事業を継続することさえ困難な事態が発生しています。

## 資料2 義務的経費の推移(普通会計ベース)

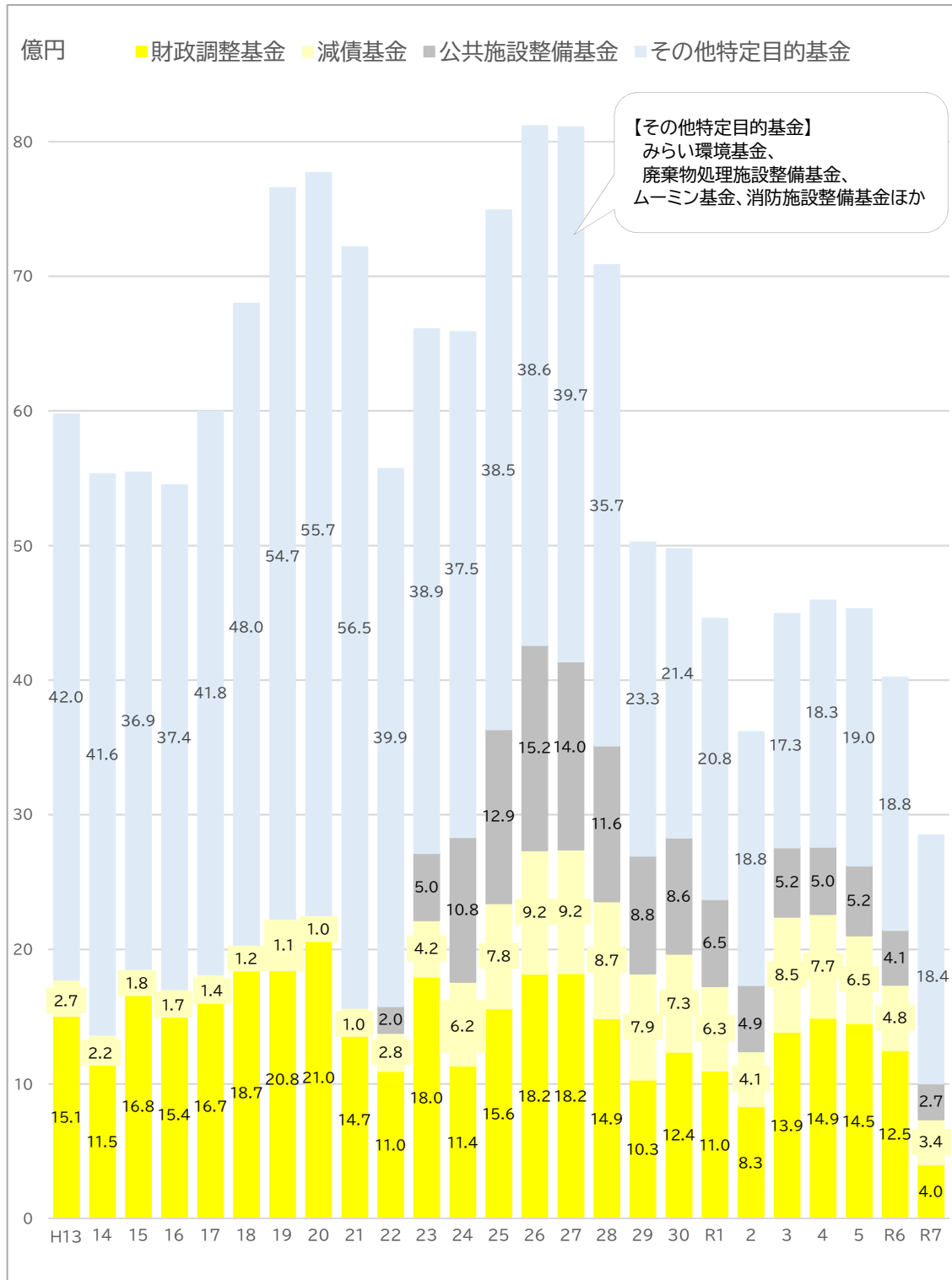


義務的経費は、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費です。

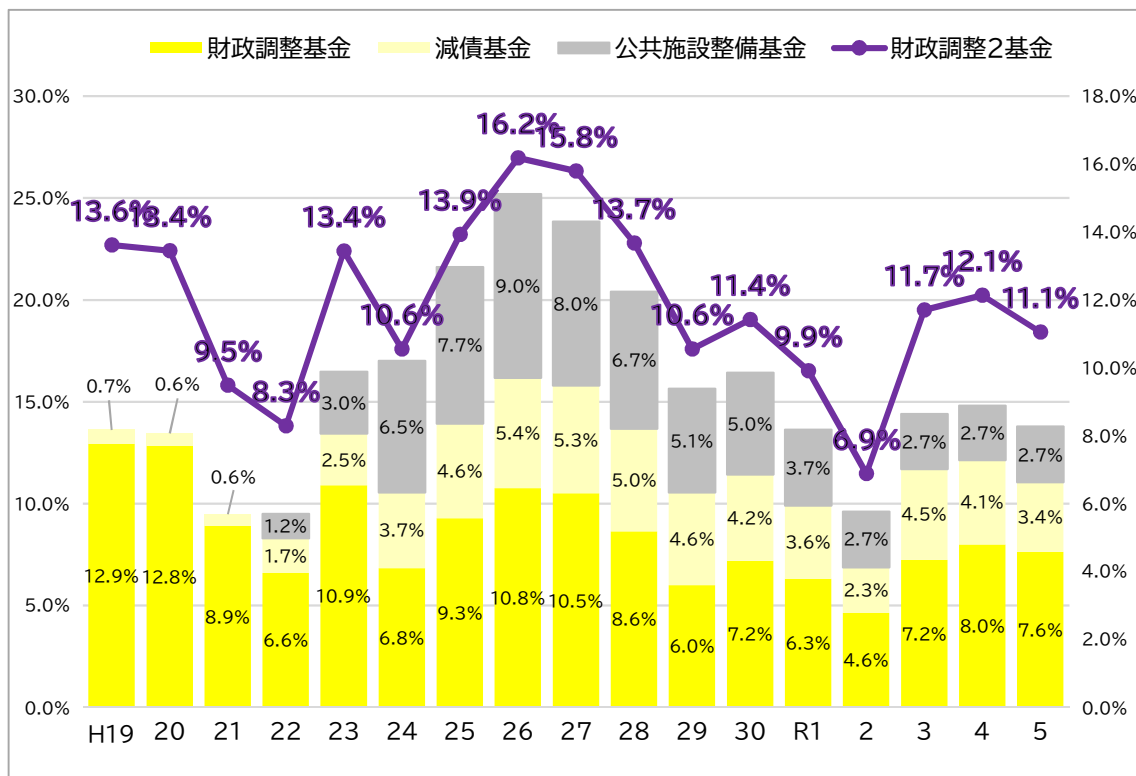
- ・人件費 → 会計年度任用職員数の増及び報酬改定等による増
- ・扶助費 → 少子高齢化の進行による社会保障費の増  
国や県からの補助はあるが、裏負担が肥大化
- ・公債費 → 合併特例債、臨時財政対策債等の償還による増  
今後控えている大型公共事業での発行による増

### 資料3 財政調整基金等の残高推移

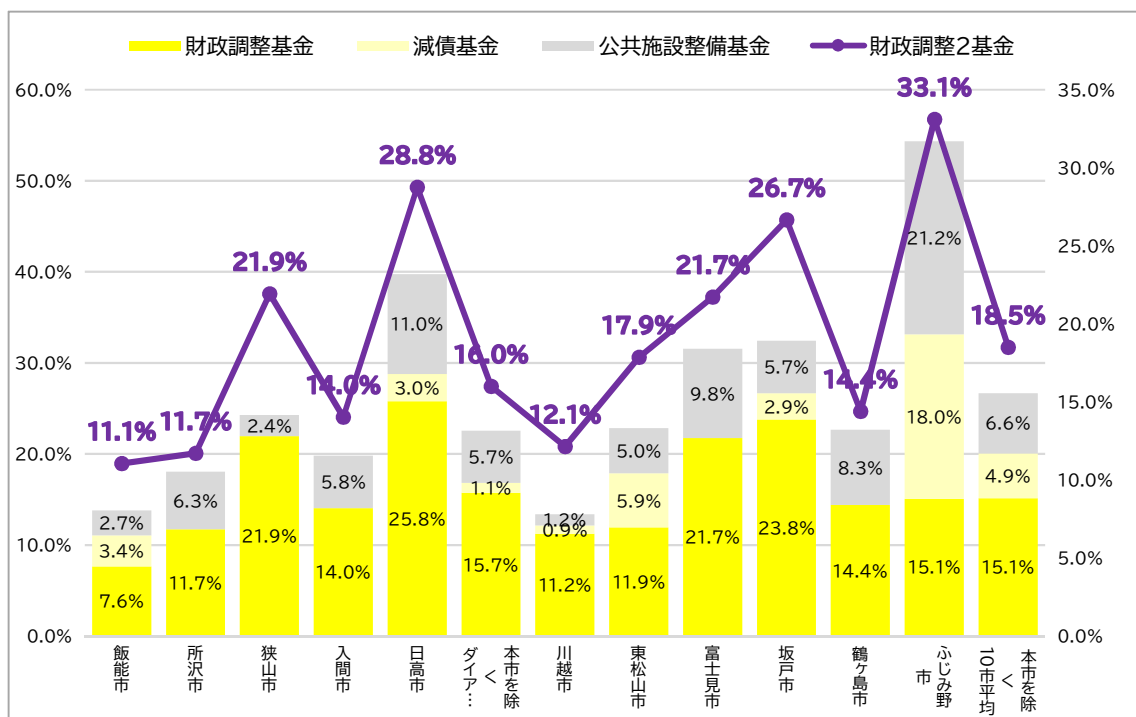
※令和6年度は決算見込額、令和7年度は当初予算編成後の年度末見込額



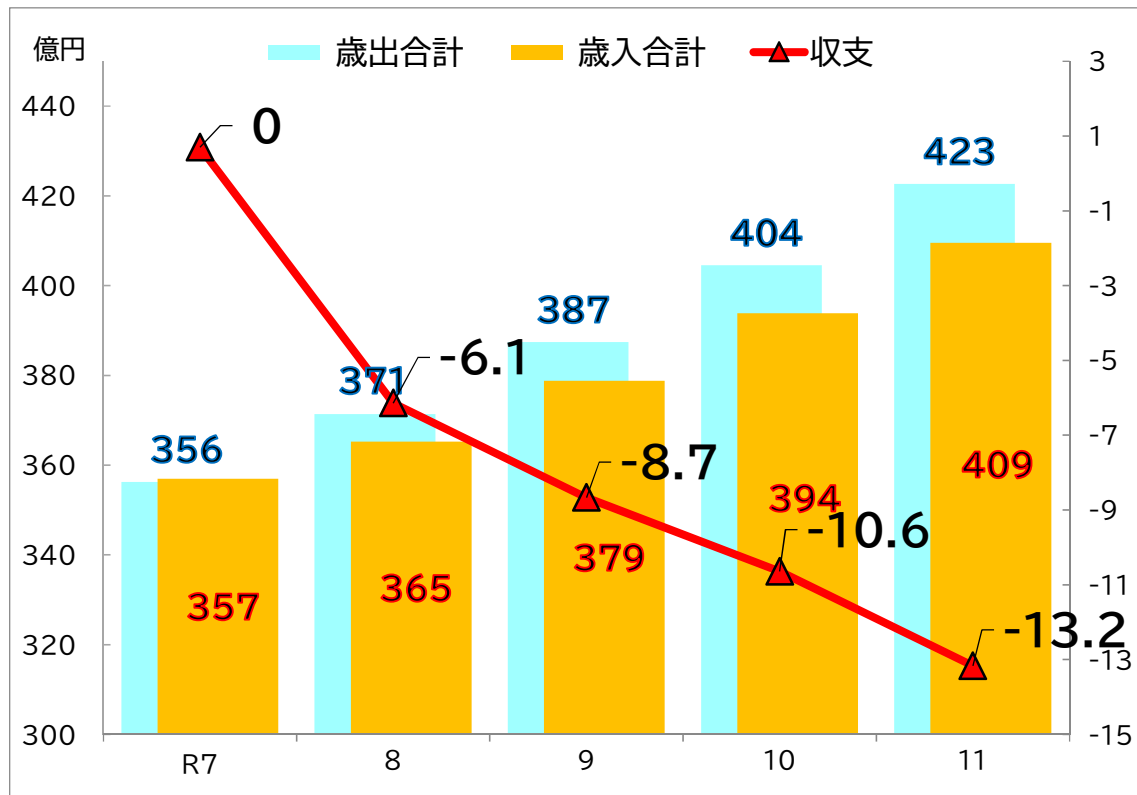
#### 資料4 標準財政規模に対する財政調整基金等の残高比率



#### 資料5 標準財政規模に対する財政調整基金等の残高比率 近隣市比較(西部 11 市比較)



## 資料6 今後の収支予測(普通会計ベース)



### 【収支予想額の算出方法】

下記により歳入、歳出予想額を算出し、「歳入－歳出」により収支予想額を算出した。

#### ○歳入

市税…人口減、固定資産税評価替等を見込んだ。

(R8.9のみ増減率を反映。市税財政計画による。)

地方交付税等…大きな増減要因がないことから横ばいを見込んだ。

国庫支出金…道路整備事業費に対する補助金、社会保障費の負担金等を見込んだ。

繰入金…基金残高増を目指した対策(集中的にR8～9年度)に沿うよう繰入金を見込んだ。

地方債…臨時財政対策債は計上せず、公共施設複合化や除却に際する借入を見込んだ。

#### ○歳出

決算統計をベースに R4～R6 の3年間の平均増加率などを勘案し、次の条件により推計算出

人件費…処遇改善等の R4～R6 の3年間の平均増加率を考慮し、前年度比+2.2%(職員給+2.9)として見込んだ。

公債費…借入よりも償還額の方が多い状況が数年間続いたため、公債費の減少が見込まれるが、公共施設複合化や除却等の大型借入も予定されているため±0%とした。

物件費…R4～R6 の3年間の平均増加率を考慮し、対前年度比+4%を見込んだ。

維持補修費…R4～R6 の3年間の平均増加率を考慮し、+2.5%として見込んだ。

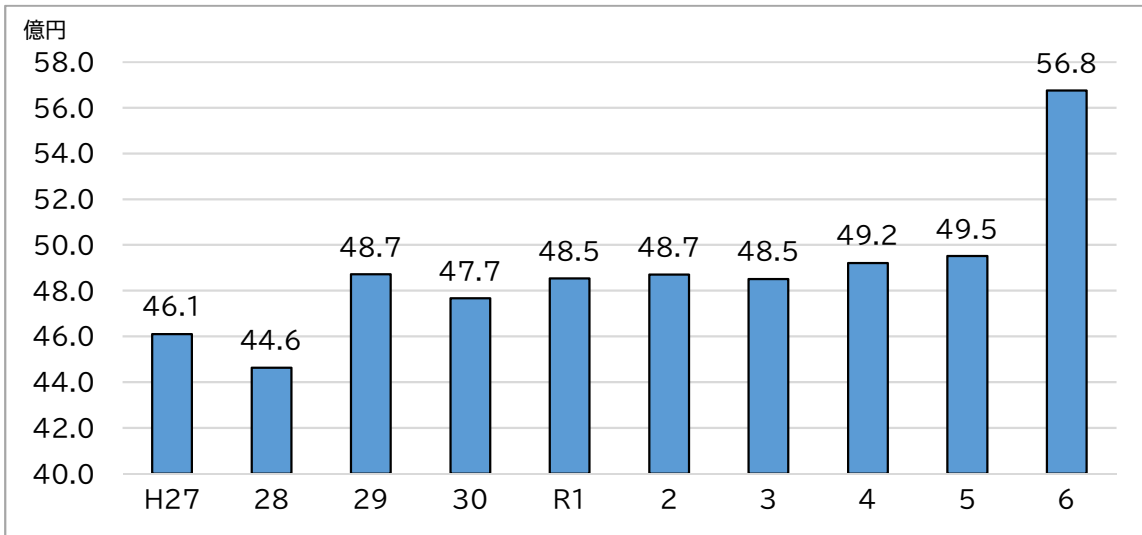
扶助費…R4～R6 の3年間の平均増加率を考慮し、対前年度比+6%として見込んだ。

普通建設事業費…R4～R6 の3年間の平均増加率と想定される大規模事業(飯能第一小学校複合化整備・元加治駅周辺整備・公共施設 LED 化)を考慮し、対前年度比+10%として見込んだ。

繰出金…各特別会計への繰出金を各年度、対前年度比+1.2%として見込んだ。

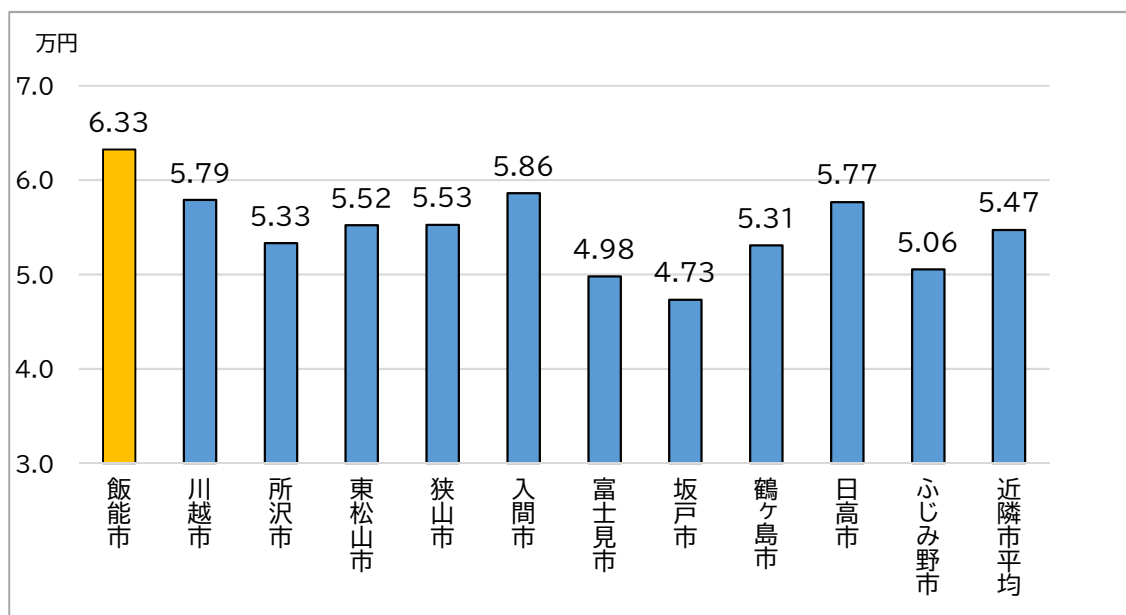
## 資料7 性質別歳出決算額の推移(普通会計ベース)

### ●人件費

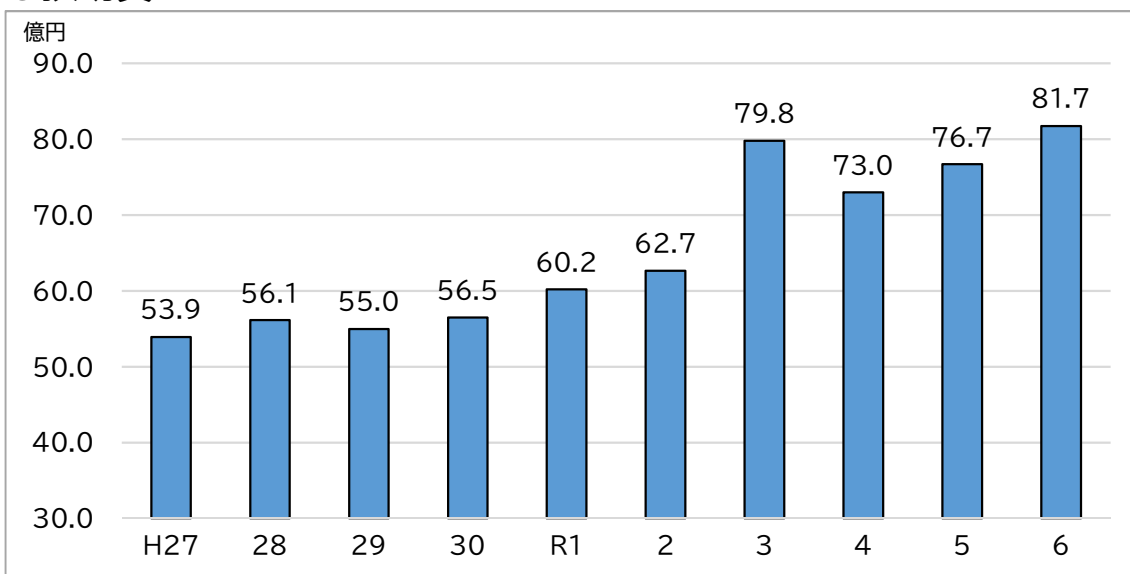


人件費は、職員の給与費のほか、議員や審議会委員の報酬等で構成されています。  
 定員適正化計画に基づく職員数の適正配置を進めていますが、平成 29 年以降は最低賃金の改定(給与の総合的見直し)による人件費の増加が見られました。  
 また、令和2年度に会計年度任用制度が開始となり、これまでの臨時職員の雇用形態が変わったことによる人件費の増加も伴いました。  
 平成 27 年度から比較すると約 10.7 億円の増額となっています。  
 なお、西部 11 市の令和5年度決算状況は次のとおりです。

### ●市民一人当たり人件費の近隣市比較(西部 11 市比較)



## ●扶助費



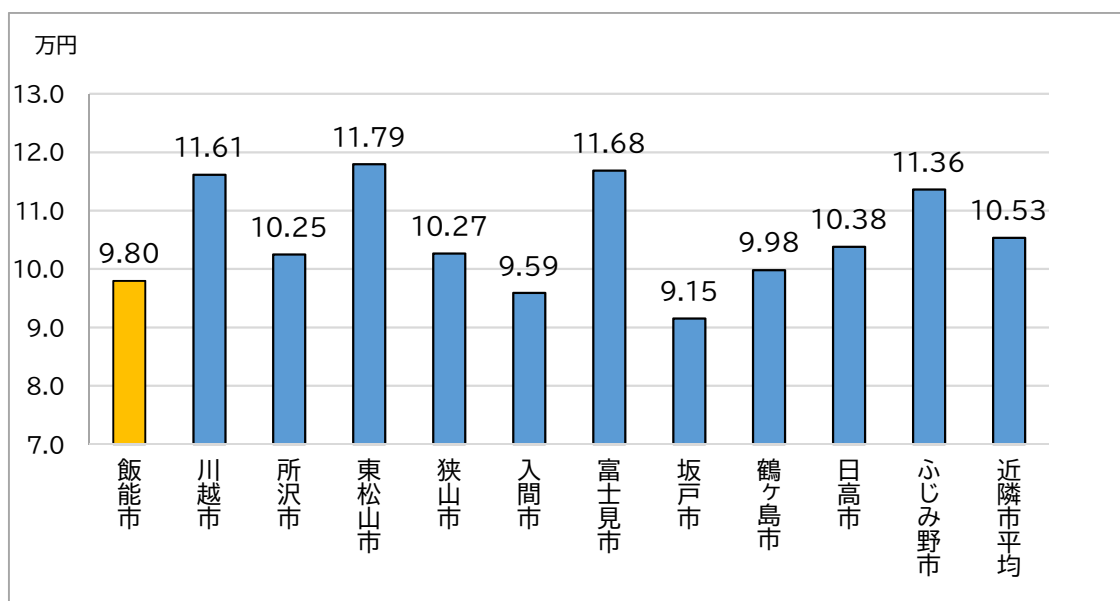
扶助費は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支出しているもののほか、市が単独で行っているものがあります。

扶助費は、人件費、公債費とともに義務的経費に属し、任意に削減、圧縮できない経費であり、財政構造上からも可能な限り構成比率が低いことが望ましいとされています。

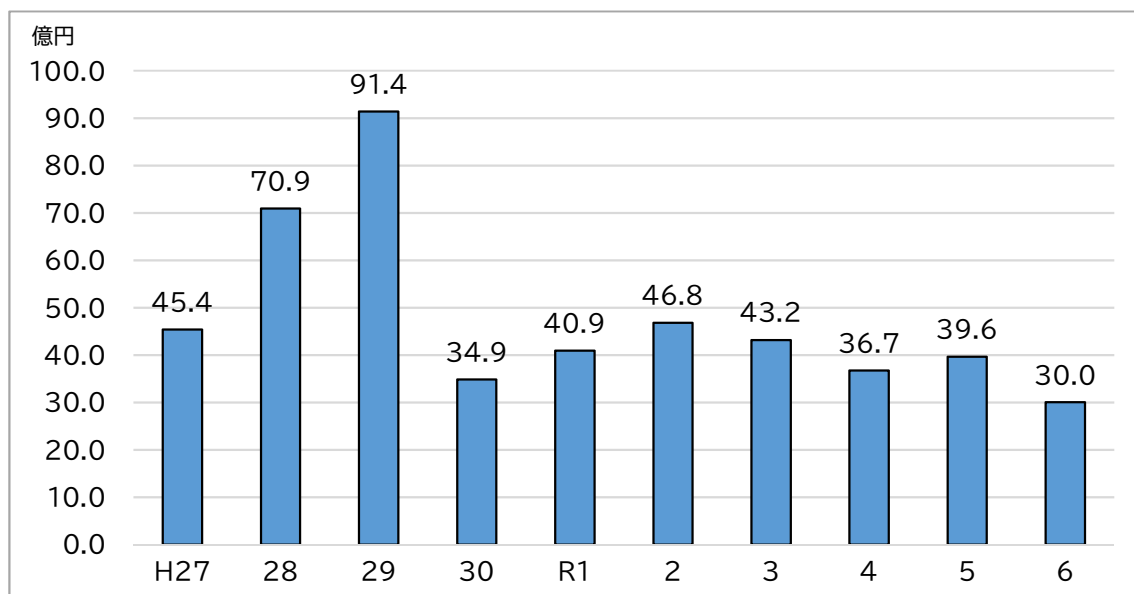
年々増加傾向にありますが、国による制度拡充や市独自のこども医療費支給対象の拡大、赤ちゃんスマイルクーポンの実施による影響もあり、平成 27 年度から比較すると約 27.8 億円の増額となっています。また、令和3年度の増加は「子育て世帯への臨時特別給付事業」によるものです。

なお、西部 11 市の令和5年度決算状況は次のとおりです。

## ●市民一人当たり扶助費の近隣市比較(西部 11 市比較)

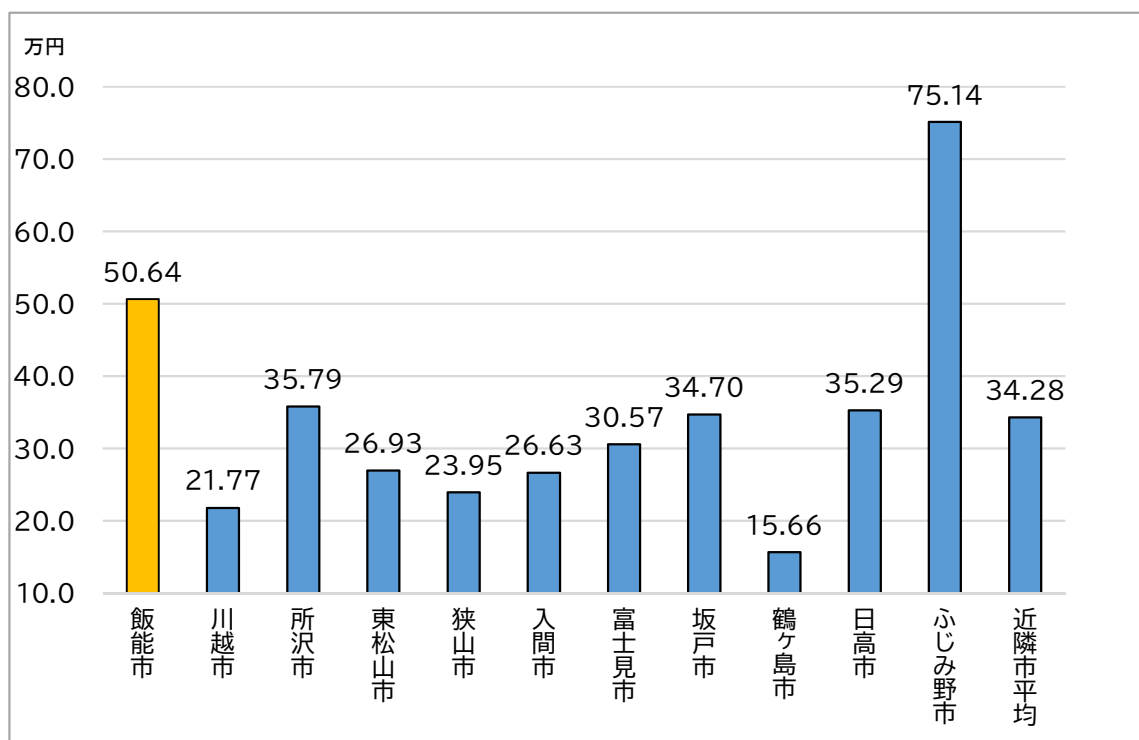


## ●普通建設事業費

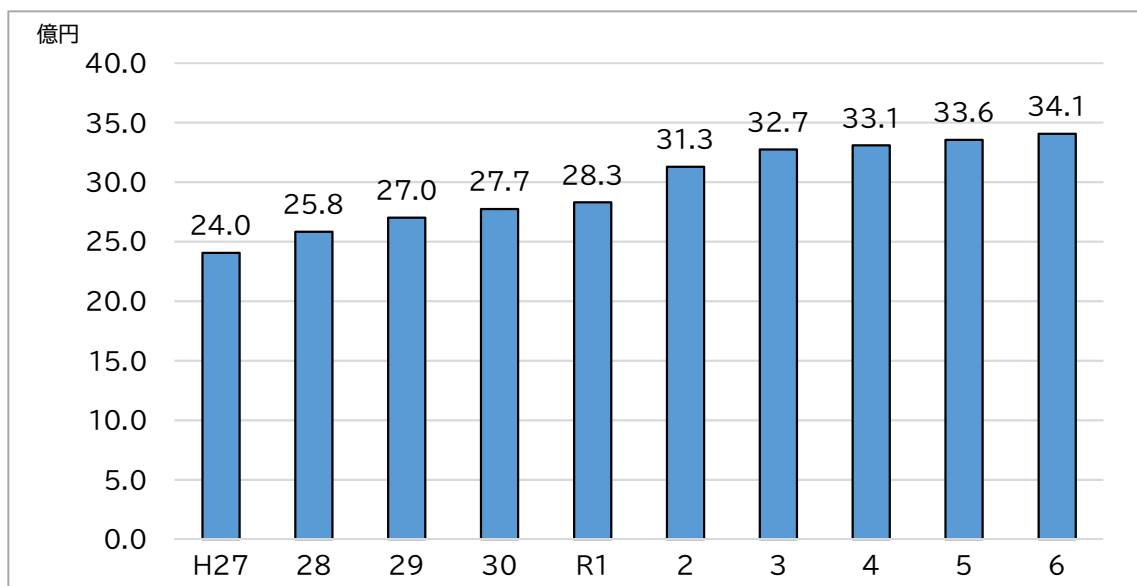


普通建設事業費は、道路、橋りょう、公園、学校等の建設事業に要する投資的経費です。  
 平成28・29年度の大幅な増加は「クリーンセンター」の建設事業が主な要因です。  
 平成30年度以降は、普通建設事業費は減少しています。  
 なお、西部 11 市の令和5年度決算状況は次のとおりです。

## ●市民一人当たり普通建設事業費の近隣市比較(西部 11 市比較)

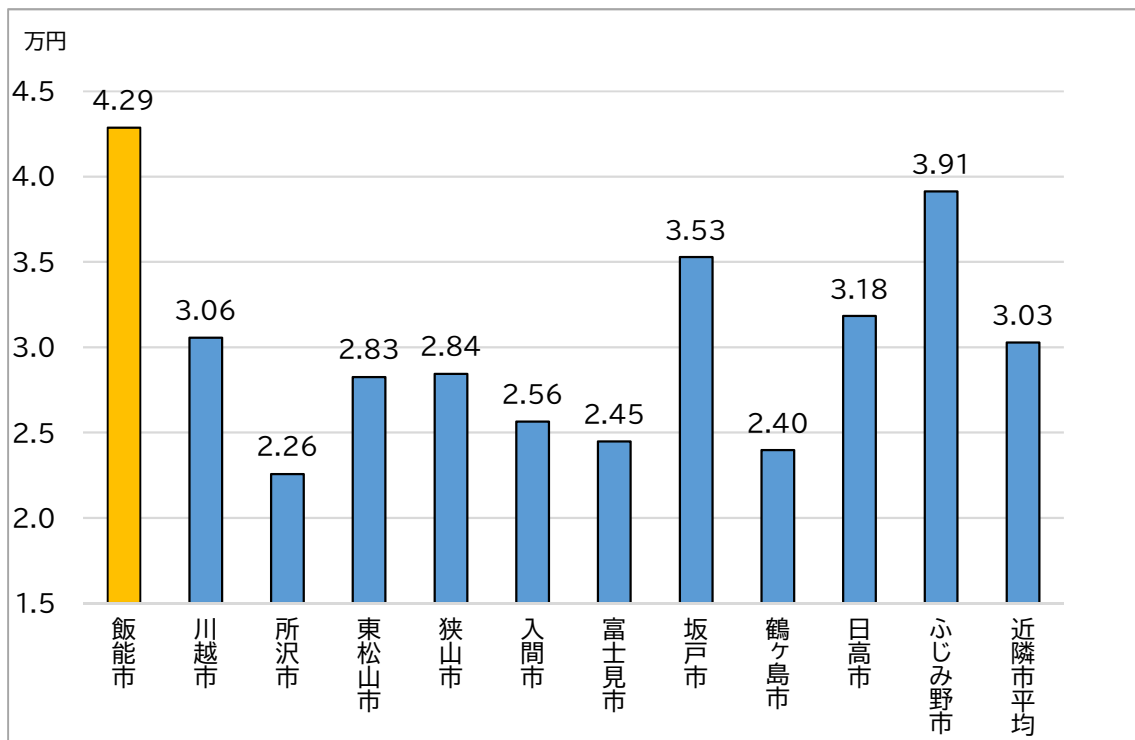


## ●公債費

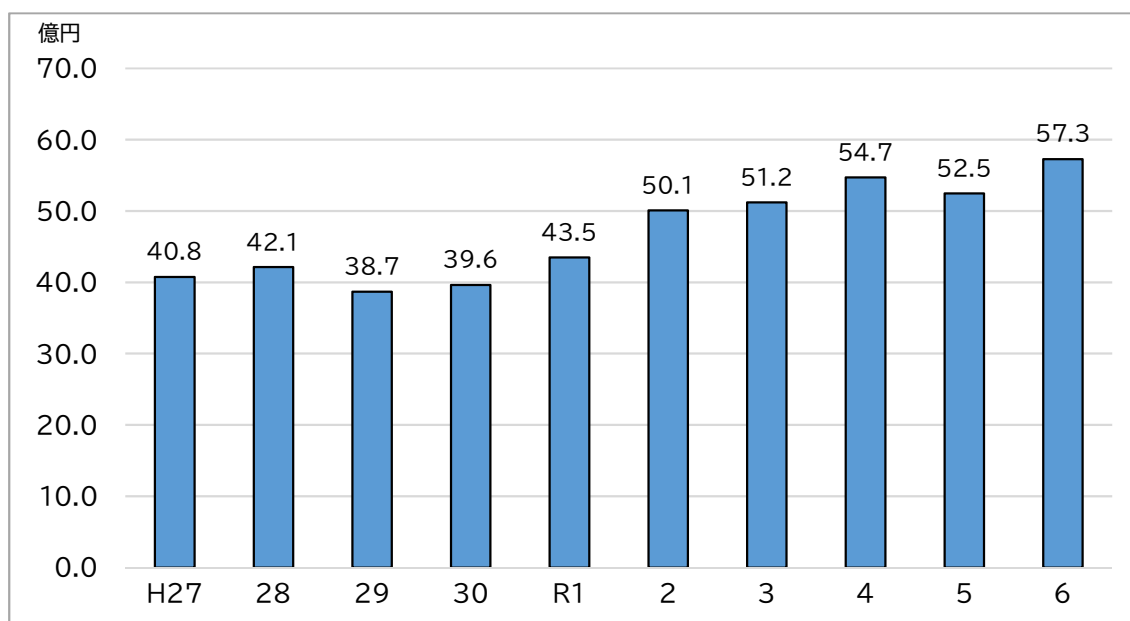


公債費は、地方債の元利償還金のほか、一時借入金に係る利子です。  
 平成27年度以降、増加していますが、これは、合併特例債の償還額がピークを迎えていることなどが要因になっています。ここ数年は、借入額よりも償還額の方が多い状況となっているため、大規模な借入がなければ、今後は緩やかに減少していく見込みです。  
 なお、西部 11 市の令和5年度決算状況は次のとおりです。

## ●市民一人当たり公債費の近隣市比較(西部 11 市比較)



## ●物件費



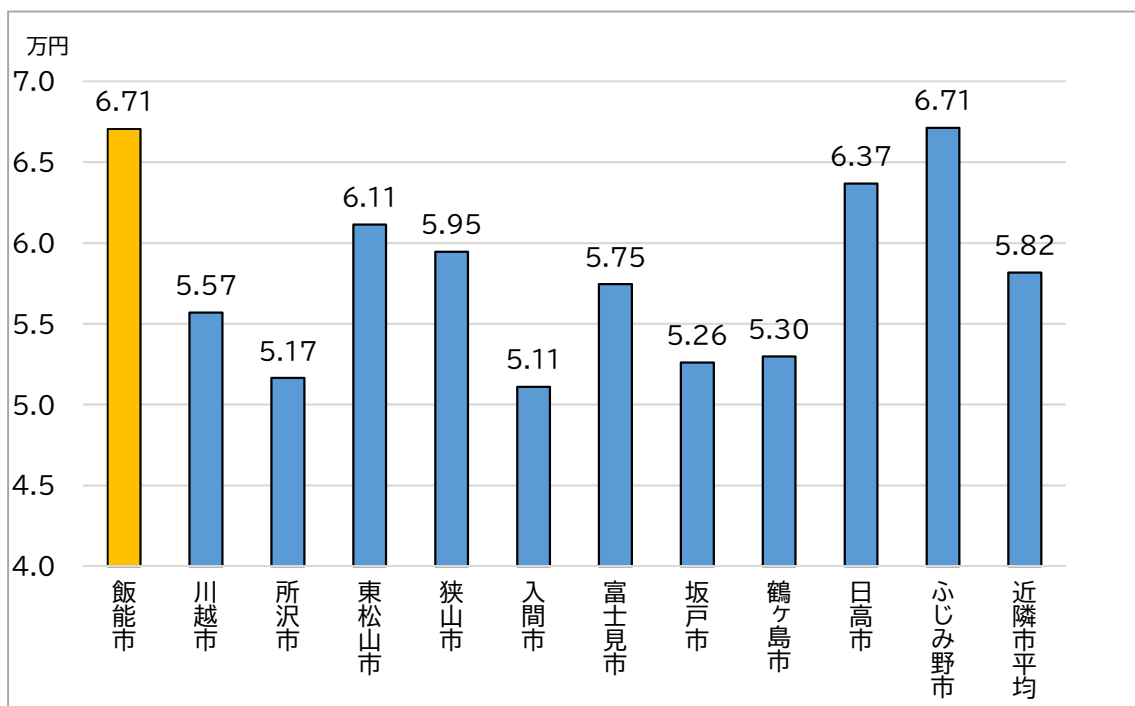
物件費は、旅費、公債費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費など、継続して支出される経費です。

窓口業務の一部委託化や学校給食調理業務の委託化といった、業務のアウトソーシングを進めてきた影響もあり、平成27年度と比較すると約 16.5 億円の増加となっています。

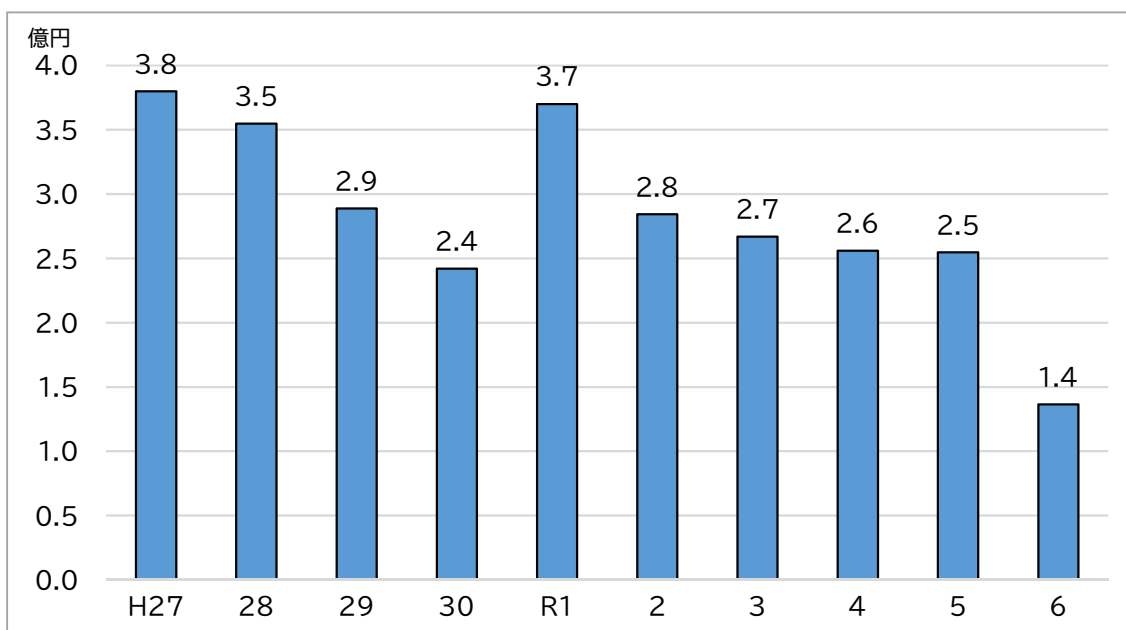
また、賃金・物価高騰により、今後も物件費は増加傾向となる見込みです。

なお、西部 11 市の令和5年度決算状況は次のとおりです。

## ●市民一人当たり物件費の近隣市比較(西部 11 市比較)

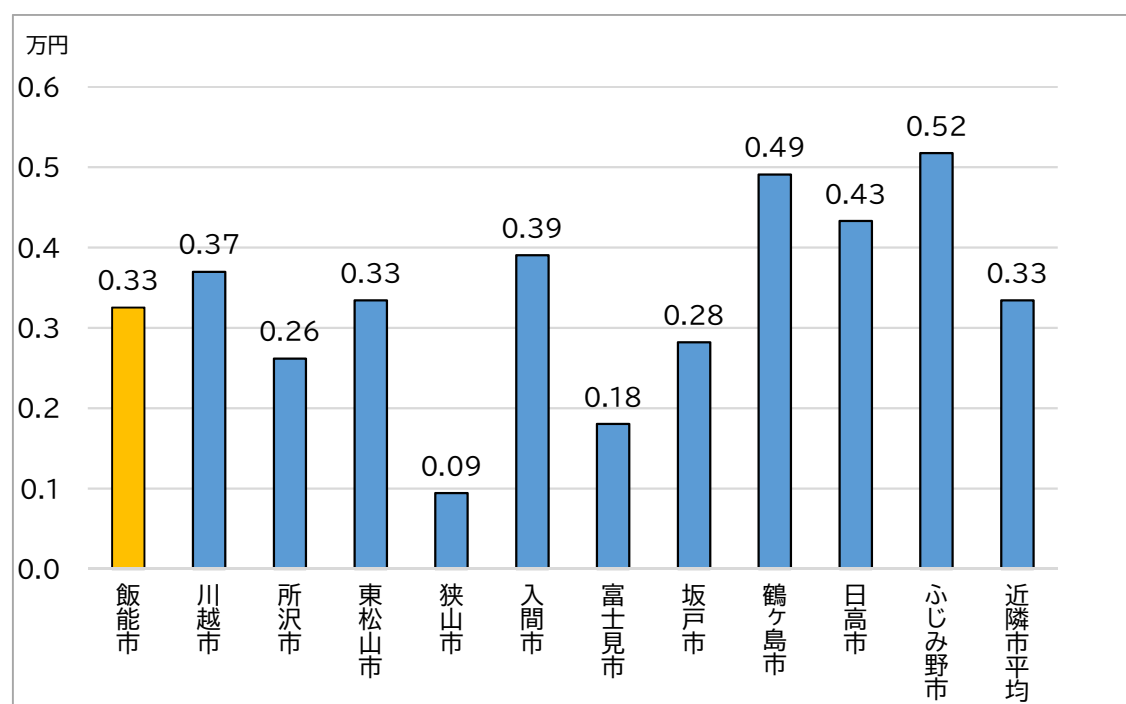


## ●維持補修費

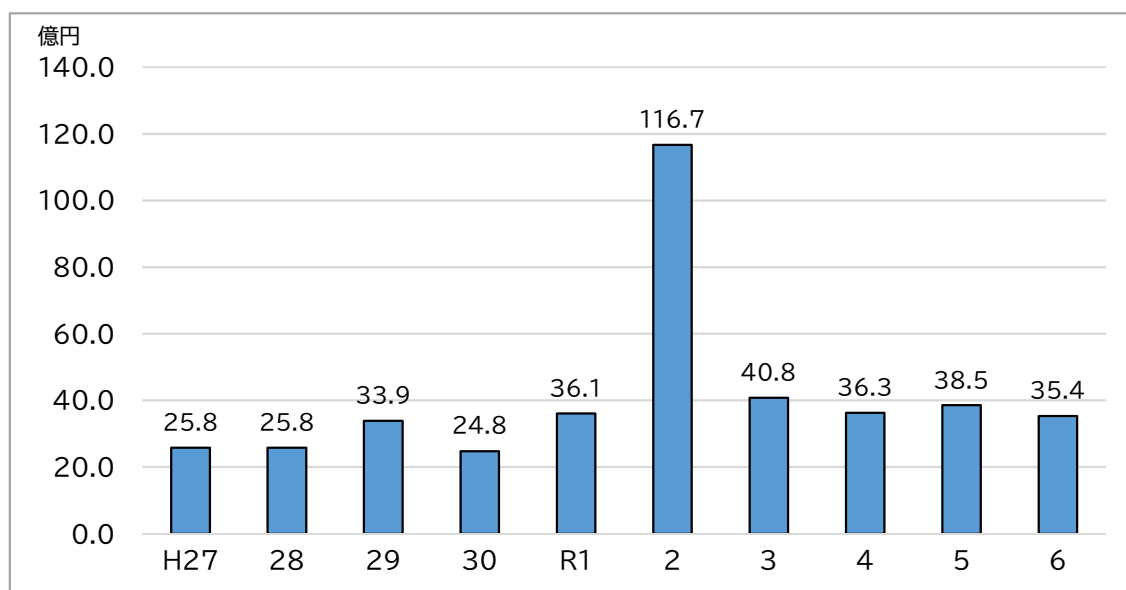


維持補修費は、市が管理する公共施設等の効用を保全するための経費です。  
 修繕の実施有無により、年度間における多少の増減はありますが、約 3 億円程度で推移しています。  
 今後は、飯能市が所有する公共施設等の老朽化が影響し、維持補修費が増加傾向に転じることが予測されます。  
 なお、西部 11 市の令和5年度決算状況は次のとおりです。

## ●市民一人当たり維持補修費の近隣市比較(西部 11 市比較)

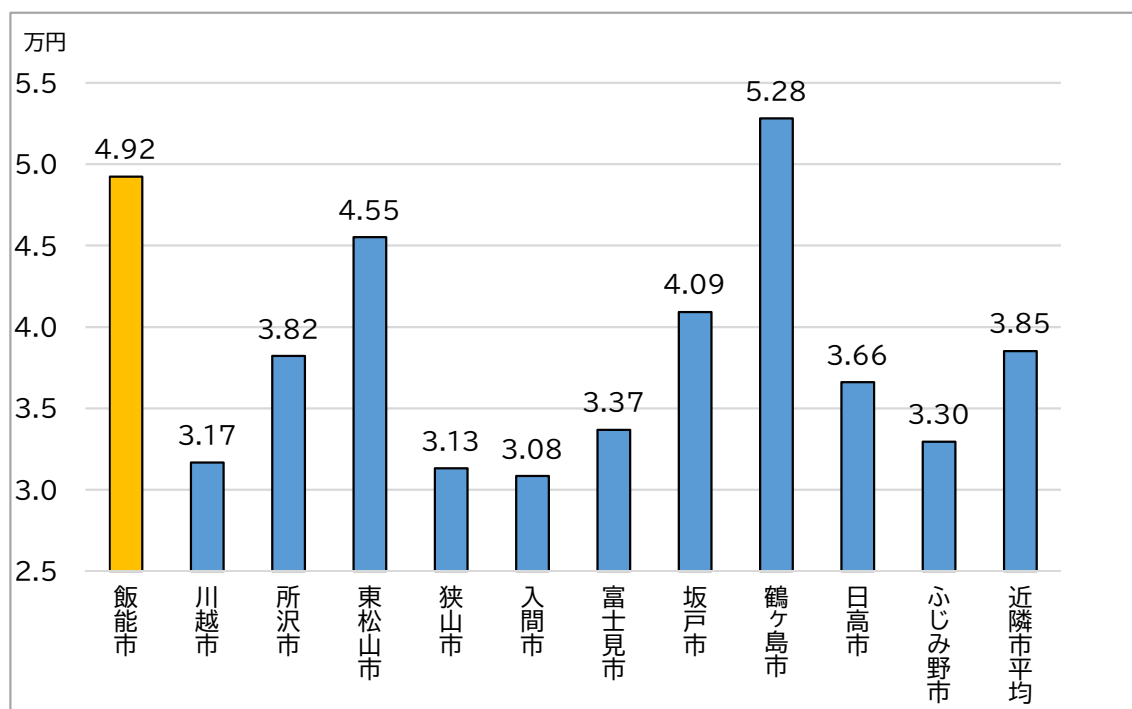


## ●補助費等

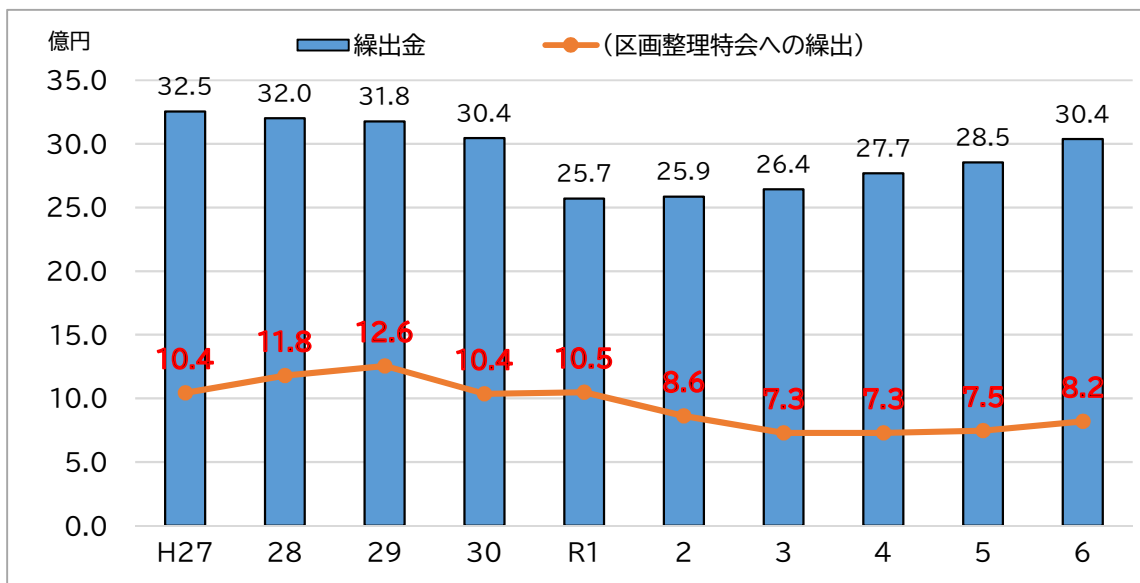


補助費等は、各種団体に対する補助金や一部事務組合に対する負担金等が主なものです。令和2年度の大幅な増額は、「特別定額給付金」など国の施策に伴うものが主な理由です。平成27年度と比較すると、約 8.4 億円の増額となっています。なお、西部 11 市の令和5年度決算状況は次のとおりです。

## ●市民一人当たり補助費等の近隣市比較(西部 11 市比較)



## ●繰出金



繰出金は、一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費です。普通会計で算出しているため、普通会計に属する各土地区画整理特別会計に対する繰出金については、純計するため含んでいません(第2軸の折れ線グラフで区画整理特会の繰出金推移を表示)。

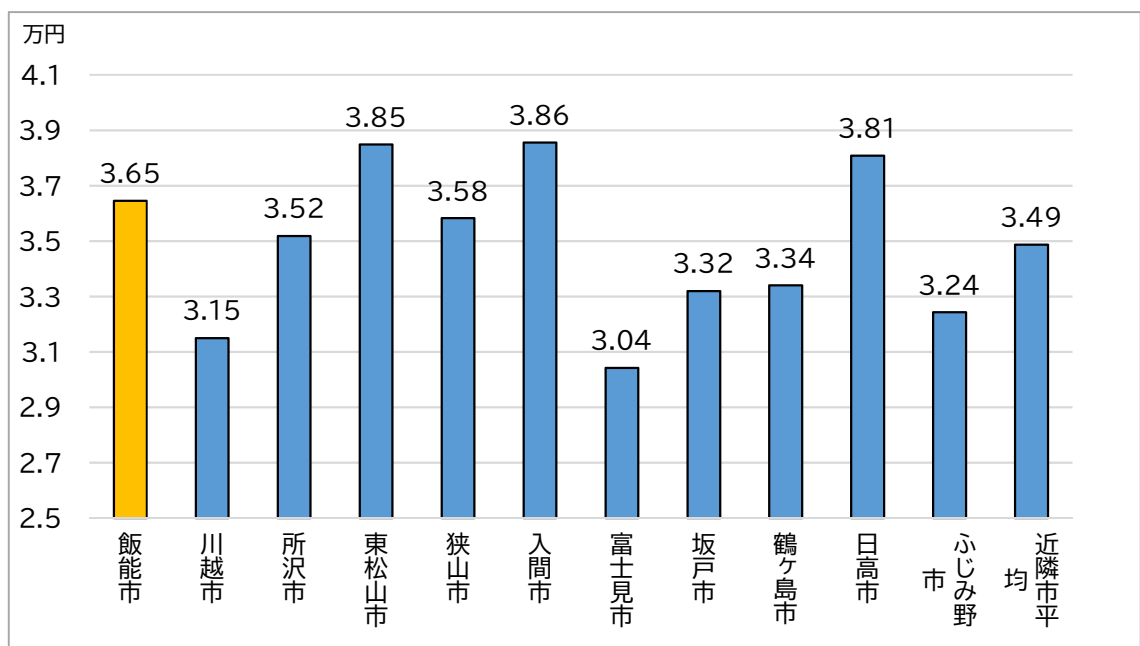
国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの各特別会計に支出しています。

平成30年度から令和元年度にかけて約5億円減少していますが、これは下水道事業が企業会計となったことに伴う減額です(補助費等が増額となった。)

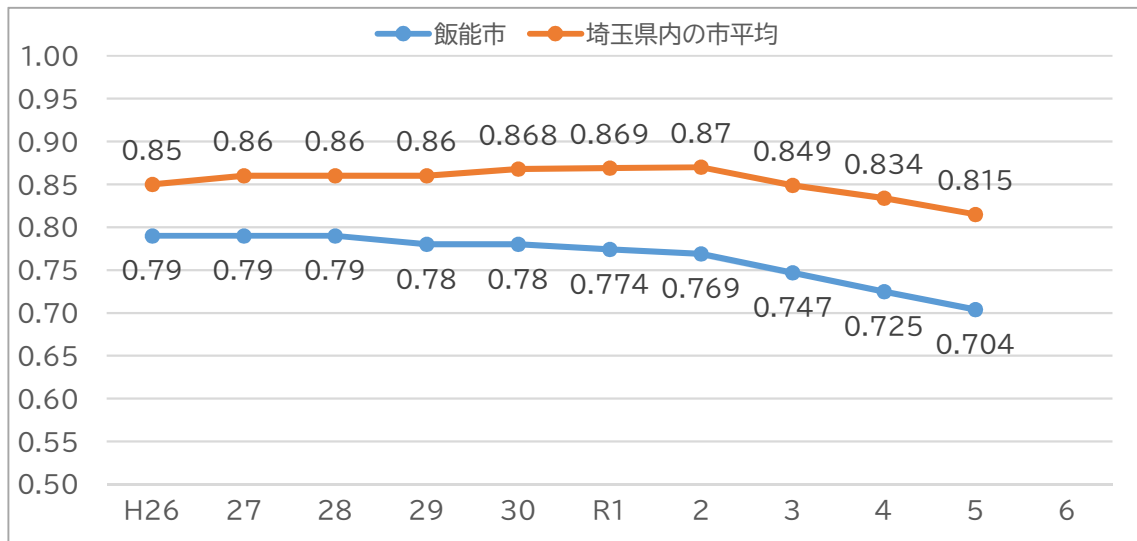
令和元年度以降は、再度増額傾向となっており、令和元年度と比較すると約4.7億円の増となっています。

なお、西部11市の令和5年度決算状況は次のとおりです。

## ●市民一人当たり繰出金の近隣市比較(西部11市比較)



## 資料8 財政力指数の推移

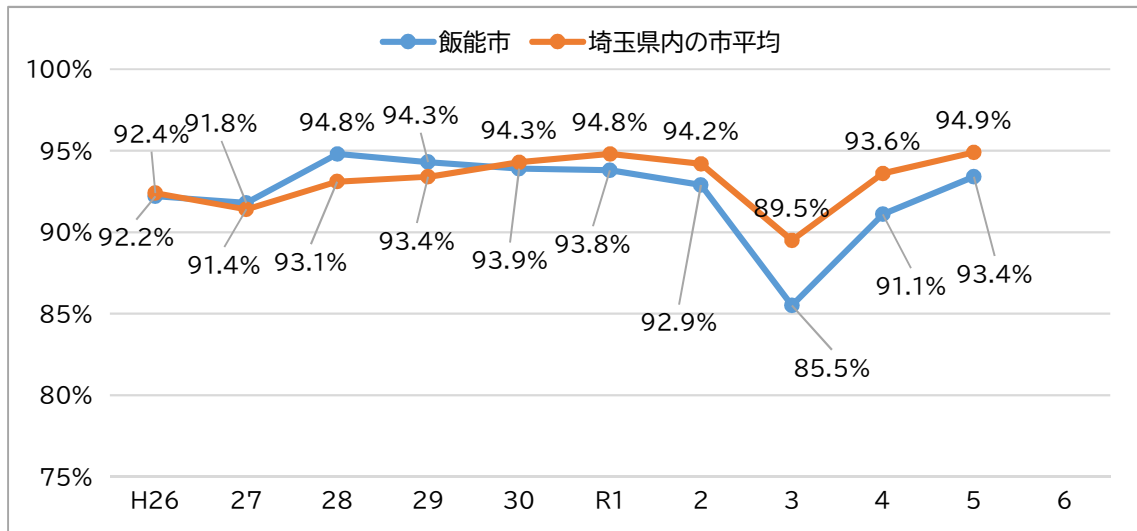


### 【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政の収入額を需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

## 資料9 経常収支比率の推移

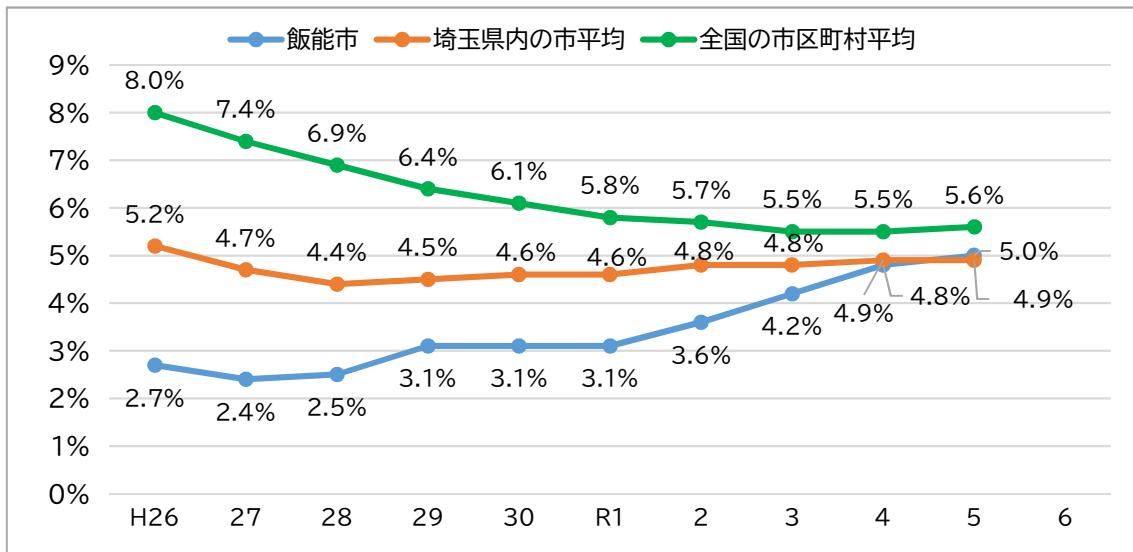


### 【経常収支比率】

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合で算出されます。

経常収支比率が低いほど財政構造に弾力性があるといえます。

## 資料10 実質公債費率の推移

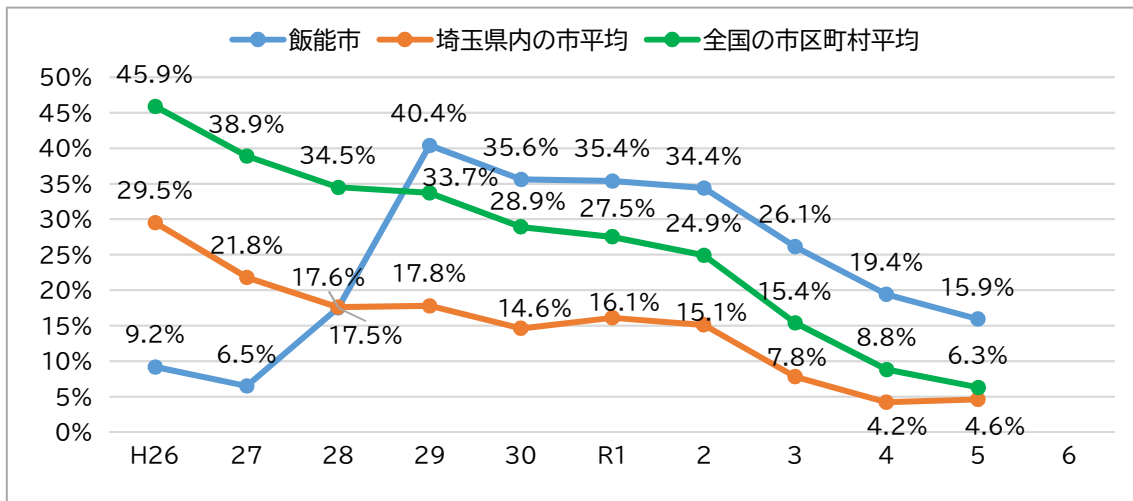


### 【実質公債費率】

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことです。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっています。

## 資料11 将来負担比率の推移



### 【将来負担比率】

地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準は350%となっています。